

第15回

大網白里市農業委員会総会議事録

令和2年7月9日（木）

保健文化センター 視聴覚室（ホール）

第15回大網白里市農業委員会総会議事録

1、開催日時 令和2年7月9日（木）

2、開催場所 保健文化センター 視聴覚室（ホール）

3、招集者 大網白里市農業委員会会长 齋藤重幸

4、出席委員（17名）

1番	加藤岡 一 弘	2番	内山 充 弘
3番	中村 和 敏	4番	積田 敏 春
5番	川嶋 一 美	6番	林 千佳夫
7番	榎澤 正 治	8番	板倉 小百合
9番	内海 亮 一	10番	梅原 英 男
11番	若菜 義 人	12番	志賀 典 夫
13番	齋藤 重 幸（会長）	14番	布施 和 彦（職務代理者）
15番	鵜澤 英 夫	16番	今関 喜 明
17番	蔭山 秀 男		

5、欠席委員（なし）

6、議事日程 第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
(整理番号1～3)

第4 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
(整理番号1)

第5 議案第3号 大網白里市農用地利用集積計画の作成について
(利用権設定)

第6 議案第4号 農用地利用配分計画案の作成について
(農地中間管理事業)

第7 報告第1号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について
(整理番号1)

第8 報告第2号 農地法施行規則第29条第1号に関する農地転用の届出について
(整理番号1)

第9 報告第3号 農地の転用事実に関する照会について

(整理番号1～2)

第10 報告第4号 転用事実確認証明について

(整理番号1)

7、農業委員会事務局職員

事務局長	大塚好	主査	千葉利憲
主任書記	小田切基樹	書記	門野祥和

◎開会

○議長 ただいまから、第15回大網白里市農業委員会総会を開会いたします。

出席委員数は17名中17名で、定足数に達しておりますので総会は成立しております。

(午後 3時04分)

◎議事録署名委員の指名

○議長 日程第1、議事録署名委員の指名についてお諮りします。

議事録署名委員は議長において指名することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議ないものと認め、指名いたします。

今関喜明委員、蔭山秀男委員の両名にお願いいたします。

◎会議書記の指名

○議長 次に、日程第2の会議書記は、事務局職員の千葉主査を指名いたします。

◎議案第1号（整理番号1～3）

○議長 次に、日程第3、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

それでは、事務局から議案第1号、整理番号1から3の案件について、説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、議案書の1ページをご覧ください。

議案第1号でございます。

整理番号1から順に説明いたしますが、各権利者、義務者につきましては議案書のとおりとなります。

初めに、整理番号1です。申請地は、小中字下宮崎前の地目田が2筆、合計面積2,626平方メートルを売買により所有権移転をしようとするものでございます。

理由につきましては、権利者は経営規模を拡大するため、義務者は経営規模を縮小するためであります。

案件の位置につきましては、資料A4判縦の図面の①に1-1と表記された箇所が当該地であり、詳細資料につきましては、A4判縦の1ページから3ページとなります。

次に、整理番号2。申請地は、小中字上蛭田の地目田が5筆、合計面積2,376.72平方メートルを売買により所有権移転をしようとするものでございます。

理由につきましては、権利者は経営規模を拡大するため、義務者は経営規模を縮小するためであります。

案件の位置につきましては、資料A4判縦の図面の①に1-2と表記された箇所が当該地であり、詳細資料につきましては、A4判縦の4ページから6ページとなります。

続きまして、議案書の2ページをご覧ください。

整理番号3。申請地は、駒込字以後島の地目田が3筆、合計面積2,041平方メートルを売買により所有権移転をしようとするものでございます。

理由につきましては、権利者は経営規模を拡大するため、義務者は耕作できないためであります。

案件の位置につきましては、資料A4判縦の図面の①に1-3と表記された箇所が当該地であり、詳細資料につきましては、A4判縦の7ページから9ページとなります。

以上、整理番号1から3につきましては、権利者の農業従事日数、農業機械の保有状況及び経営面積は所定の面積以上でありますので、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると認められます。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま事務局から議案説明がありましたが、関連して担当委員の方から調査報告をお願いいたします。

それでは、整理番号1から2の案件について、義務者が同一人でありますので、一括して内海亮一委員、よろしくお願ひいたします。

○内海委員 それでは、議案第1号、整理番号1、2について、関連がありますので一括して調査報告をいたします。

理由としては、事務局説明のとおりです。

7月3日、布施委員さんと義務者宅で本人と会い、話を聞きました。また、整理番号1、2の権利者は電話にて確認いたしました。義務者は兼業農家であり、また母親の介護をしながら耕作をしておりましたが、現状規模の耕作が困難になり、もし耕作してくれる人がいれば手放してもいいと思っていたそうです。そこで、近隣の整理番号1、2の権利者に話をしたそうです。

そして、整理番号1の権利者は、自分も耕作地を増やしたいと思っていたところ、こうい

う話がありましたので、それで農地も自宅から近く、利便性があるとのことで、今回の申請に至ったということです。

また、整理番号 2 の権利者は、圏央道スマートインターチェンジにより農地が買収にあつて、その分を耕作地があれば元に戻したいということで思っていたところ、義務者より話があり、今回の申請に至ったということでございます。

整理番号 1、2 の権利者も確認したところ、間違いないということでありました。

何ら問題はないと思われます。慎重なる審議、よろしくお願ひいたします。

○議長 ご苦労さまでした。

続きまして、整理番号 3 の案件について、布施和彦委員、よろしくお願ひいたします。

○布施委員 それでは、議案第 1 号、整理番号 3 について報告いたします。

理由としましては、事務局説明のとおりでございます。

7月4日、内海委員さんと現地を確認して、義務者、権利者とは電話で話をしました。直接お伺いしたのですが、仕事に出ていたということでお会いできませんでしたので、電話で確認しました。

また、現地につきましては、別冊 1-3 のとおりで、この場所だけが現地を見た限り耕作されていなくて雑草が生い茂っていたということで、昨年あたりは耕作はされていたんじゃないかなという状況でございました。

義務者によりますと、本人や奥さんが病気を持っているということもあるわけですがれども、財産の処分をしなくちゃならないということになりました、今回、農地についても処分に入ったということあります。

また権利者は、長生村の現住所のほうに住んでおるわけですけれども、元々はいすみ市の出身で、兼業農家ということでございました。また、いすみ市と長生村の関係がちょっと分からなかつたので、その点を聞きましたら、いすみ市のほうで土砂災害の防止法というんですか、それは私は詳しくは分からないんですけども、そういったようなことで新築の家を建てられなくなつて現住所に移住したということで、元々の土地はいすみ市のほうにあるということで、これにつきましては、いすみ市の農業委員会からの経営実態証明を確認しております。そのようなことで、実際この方、耕作のほうにつきましては耕運機の所有になつておりますけれども、ほかの田植え機とかコンバインだとかトラクターというものにつきましては近隣の方に借りて現在やっているということで、今回の耕作地につきましては、義務者の協力を得て、地元の農家の方から機械を借りているということだそうです。そういう点も

あるわけですけれども、皆さん、慎重審議、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長 ご苦労さまでした。

それでは、これより整理番号1から3について、一括して質疑に入ります。

希望者はありますか。

林委員。

○林委員 整理番号3ですが、いすみ市の人で、長生村に住んでいるということでよろしいでしょうか。

○議長 事務局から詳しい説明がございます。

○事務局 ただいまの林委員さんからの質問なんですが、元々は布施委員さんの説明のとおりいすみ市に在住していて、土砂災害防止法の関係で、今こちらの議案書に載っている住所の所在地に住んでいるという状況です。

以上でございます。

○議長 よろしいですか。

林委員。

○林委員 現在、作付はされていないで荒れているというような、耕作は草を刈ればできるんだろうと思うけれども、本当に本人はやる気があるのでしょうか。遠くから来て、この辺がちょっと心配。だから、その辺の追跡調査とか何とかというのは、特に市外ということで、その辺はしっかり見ていったほうがいいと思うんですけども、この辺どうなんでしょうか。

○議長 では、事務局。

○事務局 ただいまの林委員さんからの質問でございますけれども、布施委員さんからの調査報告がありましたとおり、今年から作付がされていないという状況で、去年までは田んぼとして耕作しているような状況でありました。この場所につきましても、将来的に遊休農地化するということがあってはいけないので、引き続き利用状況調査などで継続して見ていく必要はあるかと思います。

以上です。

○議長 布施委員。

○布施委員 補足しますと、本人に直接面会してお話ししたわけではないのですが、電話での応対をしている中では、かなりやる気があるとは感じました。ですから、林委員の心配しておられることについては、今年の作付は間に合っていませんので、来年の作付の中で私とし

てもしっかりと見ていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長 ほかにございませんか。

(発言する者なし)

○議長 よろしければ質疑を終結し、議題に供しております議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、整理番号1から3について順次採決いたします。

議案第1号の整理番号1について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第1号の整理番号1は原案のとおり決定されました。

次に、議案第1号の整理番号2について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第1号の整理番号2は原案のとおり決定されました。

次に、議案第1号の整理番号3について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第1号の整理番号3は原案のとおり決定されました。

◎議案第2号（整理番号1）

○議長 次に、日程第4、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

それでは、事務局から議案第2号、整理番号1について説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、議案書3ページをご覧ください。

議案第2号、整理番号1について説明させていただきます。

権利者、義務者につきましては議案書のとおりです。

案件の位置につきましては、A4判縦の図面の②に2-1と表記された箇所が当該地であり、詳細資料につきましては、A4判縦の10ページから53ページになります。

申請地は、北飯塚字八幡原の地目、田が1筆、面積1,817平方メートル、畠が5筆の面積6,742平方メートル、合計面積8,559平方メートルを所有権移転し、建売分譲住宅用地に転用

しようとするものです。

なお、隣地の地目、宅地部分を含めた開発であり、全体の開発面積は9,281平方メートルであります。

最初に、転用の許可基準となります立地基準でございます。

申請地は、農振農用地区域外の第2種農地及び第3種農地に該当すると考えられます。

次に、一般的基準でございます。

まず、申請目的実現の確実性についてですが、資金計画につきましては、資金計画書が添付されており、全額を自己資金により賄う計画であり、金融機関の残高証明書が添付されており、実現性に支障はないと考えられます。

次に、転用行為の妨げになる権利につきましては、公簿により確認したところ支障はないものと認められます。

次に、周辺農地の営農条件への支障についてでございますが、造成計画は、山砂により埋立てをし、周囲にL型擁壁及びブロック土留めにより土砂の流出を防ぐ計画となっております。

排水につきましては、汚水及び雑排水は合併浄化槽で処理し、区域内新設側溝を通じて既設の市道側溝に接続、もしくは隣接の水路に放流する計画となっております。また、雨水につきましては地下浸透させる計画となっております。なお、排水を放流するに当たり、両総土地改良区、小中川土地改良区の排水同意書が添付されております。

これらの計画内容から、土砂の流出、日照、通風等営農条件に関する影響はないものと考えられます。

次に、他法令の関係でございますが、都市計画法の開発行為許可申請等必要な関連手続の申請書類の写しが添付されております。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま事務局からの議案説明がありましたが、関連して担当委員の方から調査報告をお願いいたします。

それでは、議案第2号、整理番号1の案件について、榎澤正治委員、よろしくお願ひいたします。

○榎澤委員 それでは、議案第2号、整理番号1について調査報告いたします。

申請理由は、事務局の説明のとおりでございます。

日時は前後しますが、義務者については7月5日午後6時、遠方のため電話にて確認を取

りました。内容については、平成30年度に不動産屋さんの紹介により権利者の会社を紹介いただき、会社と義務者の内容がまとまり、契約することに至ったそうでございます。また、義務者は家族全員、令和元年度に県外に移住したことでありました。

また、権利者については、7月2日午前10時に申請地の現地確認を、今関委員さんとともに調査いたしました。現地は昔の農地とは違い草が大変生えて荒れていました。また、その現地において権利者の会社に電話をいたしました。申請地の担当の人と話をすることができました。内容については申請書類のとおりでありますとのことでした。隣接の敷地所有者も特に問題はなく、同意してくれた。開発に必要な書類は調っていると思われます。

何ら問題はないと思いますが、皆さん方の慎重審議、よろしくお願ひいたします。

○議長 ご苦労さまでした。

それでは、これより議案第2号の整理番号1の案件について、一括して質疑に入ります。

希望者はありますか。

(発言する者なし)

○議長 よろしいですか。

(発言する者なし)

○議長 よろしければ質疑を終結し、議題に供しております議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、整理番号1の案件について採決いたします。

議案第2号、整理番号1の案件につきまして、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第2号、整理番号1は原案のとおり決定されました。

よって、議案第2号、整理番号1の案件につきましては、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

◎議案第3号（利用権設定）

◎議案第4号（農地中間管理事業）

○議長 次に、日程第5、議案第3号 大網白里市農用地利用集積計画の作成についてを議題といたします。

なお、本日審議いただく議案第3号の整理番号8の案件は、日程第6、議案第4号 農用地利用配分計画案の作成についてと関連がありますので、議案第3号及び議案第4号の案件

を一括して上程し、審議をお願いしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議ないとことでございますので、それでは、事務局から議案第3号及び議案第4号の案件について、説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、議案書の4ページをご覧ください。

議案第3号でございます。

本案は、農業経営基盤強化促進法に基づき、大網白里市長から農業委員会会長に意見を求められたものでございます。

次の議案書5ページに利用権設定総括表がありますので、読み上げ説明いたします。

利用権の設定を受ける者5人、利用権の設定をする者8人、利用権の設定をする農用地の筆数及び面積は、田が23筆で、合計面積3万1,049.5平方メートル、畠が4筆で、合計面積5,601平方メートル、田、畠を合せた合計面積は3万6,650.5平方メートルでございます。

続きまして、議案書の6ページをご覧ください。

利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等でございます。

続きまして、議案書の7ページをご覧ください。

農用地利用集積計画でございます。

今回の契約の種別は、新規契約が3件、更新契約が5件でございます。

整理番号1から、所在地名、地目、面積、設定期間、対価の支払い、契約の種別、備考の順に説明いたします。また、各借受人、貸付人の住所、氏名につきましては、議案書のとおりとなります。

初めに、整理番号1です。永田及び神房地内の田が4筆、合計面積8,487平方メートル、10年、永田地内は物納で、10アール当たり米60キログラムと水利費、神房地内は物納で、10アール当たり米60キロと水利費、瑞穂の負担金、更新で、借受人は認定農業者であります。

次に、整理番号2。永田及び神房地内の田が5筆、合計面積2,691平方メートル、10年、物納で、10アール当たり米60キログラムと水利費、更新で、借受人は認定農業者であります。

次に、整理番号3。永田地内の田が3筆、合計面積1,657平方メートル、10年、物納で、10アール当たり米60キロと水利費、更新で、借受人は認定農業者であります。

次に、整理番号4。永田地内の田が2筆、合計面積1,471.5平方メートル、10年、物納で、10アール当たり米60キロと水利費、更新で、借受人は認定農業者であります。

次に、整理番号5。九十根地内の田が3筆、合計面積2,967平方メートル、6年、金納で、

10アール当たりコシヒカリ1等米90キログラム相当額、新規で、借受人は認定農業者であります。

次に、整理番号6。細草及び四天木地内の田が4筆、合計面積1万1,770平方メートル、10年、物納で、10アール当たりコシヒカリ90キログラム、新規で、借受人は認定農業者であります。

続きまして、議案書の8ページをご覧ください。

整理番号7。四天木地内の田が2筆、合計面積2,006平方メートル、3年、金納で、全面積4万円、更新で、借受人は認定農業者であります。

次に、整理番号8につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律により、農地中間管理機構であります公益社団法人千葉県園芸協会が借り受けることを目的に利用権を設定するものでございます。

整理番号8。細草地内の地目畠が4筆、合計面積5,601平方メートル、10年、金納で、10アール当たり5,000円、新規であります。

以上、整理番号1から8の内容につきましては、農業従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと認められます。

続いて、整理番号8に関して、当該農地を公益社団法人千葉県園芸協会より借り受ける借手につきましては、次の議案第4号になります。

議案書の9ページをご覧ください。

議案第4号でございます。

本案は、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき、大網白里市長から農業委員会会長に意見を求められたものでございます。

今回は、1件の農用地利用配分計画となります。

議案書の11ページをご覧ください。

表の上段に公益社団法人千葉県園芸協会から農地を借り受けて耕作を行う者の氏名、住所が記載されております。

次に、12ページをご覧ください。

権利を設定する土地、設定する権利の内容が記載されております。先ほど説明をいたしました、議案書8ページの整理番号8と同じ内容となっております。

最後に、議案書15ページをご覧ください。

耕作を行う者の農業経営の状況等が記載されております。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま事務局から説明がありましたが、関連して新規契約の利用権設定案件について、担当の委員の方から調査報告をお願いいたします。

なお、契約が更新の案件につきましては調査報告は省略させていただき、また、整理番号8につきましては、貸付人、借受人、公益社団法人千葉県園芸協会及び市農業振興課の4者により農地の貸し借りについて既に確認がされているため、農業委員による調査は不要であるという申合せがされておりますので、調査報告は省略させていただきます。

それでは、整理番号5の案件について、内山充弘委員、よろしくお願いいいたします。

○内山委員 それでは、整理番号5について調査報告を申し上げます。

理由としては、事務局の説明どおりです。

7月1日に貸付人、借受人と電話にてお話を伺いました。

借受人は稻作農家で、農機具も整っており、耕作を増やしたい意欲的な農業者です。

貸付人は市外に住まわれていて、以前から貸付人に耕作を依頼していたそうです。今後も耕作はできないとのことでした。そこで借受人に相談をしたところ、申請地は管理もしやすく耕作を続けたい考えがあったことから今回の申請に至っております。

問題はないと思われますが、慎重なるご審議をお願いいたします。

○議長 ご苦労さまでした。

続きまして、整理番号6の案件について、加藤岡一弘委員、よろしくお願いいいたします。

○加藤岡委員 それでは、整理番号6についてご報告申し上げます。

理由としては事務局の説明どおりです。

借受人、貸付人ともに7月2日に確認いたしました。貸付人は、耕作してくれる人を探して知人に相談していたところ、借受人を紹介してくれたとのことです。借受人は、貸付人の近くを耕作していることもあり、また、規模を拡大したいということから、本件の申請に至ったとのことです。借受人は農機具等、施設も調べており、特に問題はないと思われますが、皆さん方の慎重な審議をよろしくお願いいいたします。

○議長 ご苦労さまでした。

それでは、これより議案第3号、整理番号1から8及び議案第4号につきまして、一括して質疑に入ります。

希望者はありますか。

(発言する者なし)

○議長 よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長 よろしければ質疑を終結し、議題に供しております案件について一括採決いたします。

ただいま議題に供しております議案第3号 大網白里市農用地利用集積計画の作成について、整理番号1から8及び議案第4号 農用地利用配分計画案の作成についてを原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第3号、整理番号1から8及び議案第4号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

◎報告第1号～報告第4号

○議長 次に、日程第7、報告第1号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、日程第8、報告第2号 農地法施行規則第29条第1号に関する農地転用の届出について、日程第9、報告第3号 農地の転用事実に関する照会について、日程第10、報告第4号 転用事実確認証明についてを一括して報告いたします。

報告事項に関わる質疑、発言等につきましては、報告事項が終了した後に一括して行うことといたします。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、議案書の16ページをご覧ください。

報告第1号ですが、議案書のとおり1件の届出がありました。

内容につきましては、市街化区域内にある農地を転用するため、届出があったものでございます。

整理番号1は、所有権移転し、専用住宅用地にしようとするものでございます。

農地の所在地、権利者、義務者につきましては、議案書に記載のとおりでございます。

届出書類は調っておりましたので、受理しております。

次に、議案書の17ページをご覧ください。

報告第2号でございますが、議案書のとおり1件の届出がございました。

この届出の内容につきましては、農地を農地以外のものにする場合は、県知事の許可を受ける必要がありますが、政令で定めるところにより、農地の転用の制限の例外案件は届出を行うこととなっております。

今回の届出は、例外案件である、耕作を行う者が、農地に農地の保全、もしくは利用の増進のための農業用施設として、碎石による農業用通路を整備するものです。

農地の所在地、申請者につきましては、議案書に記載のとおりでございます。

届出書類は調っておりますので、受理しております。

次に、議案書の18ページをご覧ください。

報告第3号ですが、議案書のとおり2件の照会がございました。

法務局より照会がありましたので、照会地を農業委員と現地を確認しました。

結果につきましては、整理番号1は、現地調査の結果、土地の7割以上に樹木や竹が生い茂っていて、山林の状況がありました。

なお、平成7年11月2日撮影の航空写真でも同様の状況であり、20年以上経過していることから、非農地として回答しております。

次に、整理番号2。現地調査の結果、山林の一部となっており、10メーター以上の杉の木が生い茂っていました。

なお、平成7年11月2日撮影の航空写真でも同様の状態であり、20年以上経過していることから、非農地として回答しております。

次に、議案書の19ページをご覧ください。

報告第4号ですが、議案書のとおり1件の願い出がありました。

この証明願は、農地法第4条または第5条の許可後、もしくは受理通知後、法務局へ地目変更登記申請をするに当たり、目的どおり転用したことの農業委員会の証明を受けるものです。この証明願が提出されましたので、申請地を農業委員と現地を確認しました。

結果につきましては、整理番号1は、目的どおり専用住宅用地として転用されておりました。

このようなことから、申請者へ事実に相違ない旨の通知を行いました。

土地の所在地、申請者につきましては、議案書記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。

○議長 事務局から、報告第1号から第4号まで説明が終了しましたので、質疑等のある方は挙手をお願いいたします。

(発言する者なし)

○議長 よろしいですか。

(発言する者なし)

○議長 特に発言がないようですので、日程第7から日程第10までの報告事項を終わります。

この際ですから、特にほかにご意見、連絡等がありましたら、各委員または事務局からお願ひいたします。

事務局。

○事務局 それでは、事務局のほうから2点、農業委員、推進委員の皆様のお手元にお配りしております配付資料について説明いたします。

まず1点目は、令和2年度農業委員会役員会・総会予定表になります。

去る3月総会のときに一度お渡ししておりますが、新型コロナウイルスの関係で3密を避けるため、赤字部分における総会会場等を変更することになりました。

なお、開催日及び開始時間につきましては総会直近の役員会で決まりますことから、調査依頼、もしくは出席依頼の文書により改めてお知らせいたします。

2点目は、全国農業新聞を読もう！！紙面徹底解説パンフレット2020年度版になります。

全国農業新聞は、農業委員会ネットワークである一般社団法人全国農業会議所において毎週金曜日に発行しております。今年4月より記事の構成が変わりましたことからパンフレットが送付されましたので、後ほどご一読いただければと存じます。

以上で、事務局からの説明を終わります。

○議長 ただいまの事務局からの連絡事項について、質疑等のある方は挙手をお願いいたします。

川嶋委員。

○川嶋委員 農業委員会役員会の総会予定表で、9月8日の総会、午後6時からということになっていますけれども、ここは何か使えないということですか、午後6時じゃないと。

○議長 事務局。

○事務局 ただいまの川嶋委員さんからの質問なんですが、こちらの保健文化センターですが、その前の時間帯に健診のほうが入っておりますので、この回につきましてはこの時間にさせていただきました。

以上です。

○川嶋委員 ほかの場所は移れないんですか、午後6時という話なんですか。

○事務局 ほかの場所につきましては、空いておりませんでしたので、こちらの会場とさせていただいております。

○川嶋委員 分かりました。

○議長 ほかにございませんか。

(発言する者なし)

◎閉会

○議長 特にないようでしたら、本日予定していた日程は全て終了いたしました。

慎重ご審議をいただき、ありがとうございました。

これをもちまして、第15回大網白里市農業委員会総会を閉会といたします。

(午後 3時49分)

上記会議の顛末を録し相違ないことを証するためここに署名する。

令和 2 年 7 月 9 日

農業委員会長

齊藤重幸

署名委員

八 関 吉 明

署名委員

蓬山秀男